

専門家に
聞きました

仕組みを知り、被害から身を守る



篠原 嘉一 氏
情報技術推進ネットワーク
兵庫県情報セキュリティ
サポーター

10月13日(土)
13時～14時30分
湖北文化ホールで
講演を予定しています。

「機械モノはわからないから」「インターネットは利用しないし！」
そうお思いの人もおられると思います。しかし、テレビも地上デジタル化され、今や地デジのテレビはインターネットに繋がる立派なパソコンとなつてます。何気なくテレビのアンテナにリモコンで答えると、個人情報情報が漏れてしまうことがあります。
子ども達がポータブルゲーム機や携帯電話で何をしているかご存知ですか？
ただゲームをしているように見えますが、そのゲームはインターネットで知らない誰かと繋がっている場合があります。インターネットの世界には、この子どもたちのゲーム相手になりすました「名簿屋」がいまいます。子ども達から家庭の情報を聞き出し、入手したデータを転売しているのです。
子ども達から聞き出した「一人暮らしのおじいちゃん」の存在を振り込め詐欺グループに転売するといった具合に。

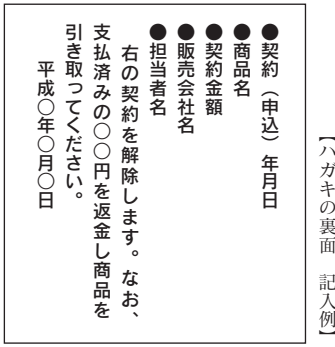
「無料ゲーム」という言葉をお聞きになったことがあるかと思ひます。この「無料」：実は広告収入でまかなわれているんです。テレビで言うところのCMが画面に表示されているんです。インターネットでは、広告を見るだけでなく、クリック（押して）して資料請求等をする事で、より多くの広告代が運営者に支払われます。この広告収入システムを悪用して、アダルトサイトや架空請求サイトを見せかけています。無料ゲームをするために会員登録した個人情報、下請けの業者に全て漏れていることもあります。
子ども達を踏み台にしても、お金のためには何でもする：こんな悪意のある事業者や不審者との接点、携帯電話やインターネットを利用することで生まれてしまいます。
このように、昔では考えられなかった犯罪が起こる時代です。変化しつづける環境を意識し、仕組みを知ることによって被害から身を守ることが出来るのです。

冷静になって考えてみると、必要ないものだった…
契約を解除したい。そんな時は

クーリング・オフ

- ☆クーリング・オフって？
一定の期間内であれば消費者が業者との間で締結した契約を一方的に解除できるという制度です。
- ☆どんな販売方法が対象となるの？
一例として・訪問販売、キャッチセールス、電話勧誘販売、マルチ商法、ネットワークビジネス、エステ、学習塾、家庭教師、結婚サービス、内職商法、モニター商法、などです
※化粧品などの消耗品を使用や消費した場合など、クーリング・オフができない場合もあります。詳しくは下記まで。
- ☆クーリング・オフができる期間は？
契約書を受け取った日から、その日を含めて原則8日以内です。
※マルチ商法など、場合によっては20日以内のものもあります。

☆クーリング・オフは
書面(はがき可)で行ってください
書面はコピーし、簡易書留か配達記録郵便で出してください。クレジット利用の場合は信販会社にも出してください。



消費者トラブルで困った時は・・・環境保全課消費生活相談窓口 (☎65-6567) へ



こんな相談…
ありました

後を絶たないトラブル相談。
前頁でご覧いただいた相談の内訳で、内容の上位を占めた3件について紹介します。

事例1 通信販売
問 「遺産を相続する者がいないので2000万円を受け取ってください」というメールが届いた。突然のことでは驚いたが相手を信用して「お金を受け取りたい」と返信したところ、お金を受け取るにはインターネットサイト内での手続きが必要だと言われた。手続きのため次々にポイントを購入してやりとりをしたが、気がつくときクレジットカードで購入したポイント代金は50万円になっていた。
答 このケースは相談者がクレジット決済をしていたので、インターネットサイト事業者から、一部が返金されました。
「お金をあげます」、「当選しました」などといったメールから有料の出会い系サイトなどに誘導され、やりとりするうちに多額の費用をつぎ込んでしまったという相談が高齢者からも寄せられています。このようなサイトではポイントを使ってサイト内でメールのやりとりを行う仕組みになっていることがほとんどです。うまい話には注意し、ネット上の見知らぬ人を信用しすぎないことが大切です。



事例2 訪問販売
問 B社の新聞の勧誘員が突然訪ねてきた。A社の新聞を取っていると言いつつその契約はいつまでなのかと、しつこく聞かれ、2年後だと言った。その後でよいからとねばられたため、仕方なく契約した。そのことをすっかり忘れて、1年後にC社とも契約してしまつた。今月からB社、C社の新聞が同時に入り出し、両社に解約を申し出たが両社とも解約に応じられないと断られた。2紙も必要ないので解約したい。
答 今回は幸いにも、1社ずつ取る期間をずらしてくれることになりました。
訪問販売の契約の場合、契約日から8日間はクーリング・オフ出来ます。今回の相談のように期間が過ぎている場合は、クーリング・オフすることはできません。購読契約は契約期間が決まっているため中途解約もできません。長期間の契約や何年も先の契約は、慎重に行ってください。



事例3 電話勧誘
問 A社から電話で、B社の社債のパンフレットが送られて来ていると聞かれたので届いていないと答えると、B社の社債は選ばれた人しか買えないので200万円分を購入した後、300万円分を譲って欲しいと言われた。信用できないので断つたが、翌日にC社からB社の社債を持っていったら200万円分を500万円で買い取ると言われた。
2社から電話があつたため、すっかり信用しB社の社債を購入し、C社に連絡したところ、400万円分ないと買い手がいないと言われ買い足した。すぐC社に連絡したが、連絡が取れなくなつた。A社にもB社にも連絡が取れなくなつて、騙されたことに気が付いた。
答 これは劇場型詐欺の手口です。警察に被害届を出し、振り込んだ金融機関に口座凍結を依頼しましたが、時すでに遅く口座にはお金がほとんど残っていませんでした。このような手口では、業者と連絡が取れなくなることも多く、一度支払ってしまうとお金を取り戻すのは極めて困難です。

